CHIBA-DOKEN
PRESS
建築の“いま”が見える
総合情報誌

7
2020 SUMMER

発行：千葉土建一般労働組合＆
千葉土建建設会
www.chiba-doken.or.jp

新型コロナウイルス対応支援策
千葉県内市町村 補助金一覧

待ったなし 働き方改革
中小・零細でもできる！ SNSを活用した働きやすい職場づくり
株式会社 雄大工業

知っておきたい！ メンタルヘルスの基礎知識
新入社員と、どう付き合うべきか？

2020年6月5日時点

支援策

新型コロナウイルス感染症の影響で、仕事や生活に大きな打撃を受け困っている事業者向けに、千葉県と県内の各自治体では独自の支援策を用意しています。

中小企業支援（建設業にかかわるもののみ）

市町村	制度名の概要	お問合せ窓口／申請期限
千葉県	「千葉県中小企業再建支援金」売上高が前年同月比で50%以上減少した場合、貸借している事業所数に応じて最大40万円	千葉県中小企業再建支援金相談センター 0570-04-4894 ／令和2年8月31日（月）
野田市	「経営支援給付金」セーフティネットの認定及び融資を受けた事業者等に10万円	商工観光課／ 04-7123-1085 ／令和2年7月31日（金）
流山市	「流山市中小企業資金融資制度拡充」セーフティネット4号認定を市から受けた市内事業者の融資に係る利子及び信用保証料を全額補給	商工振興課／ 04-7150-6085 ／申請期限なし
柏市	「柏市中小企業支援給付金」前年同月比の売上20%減の事業者に20万円	柏市中小企業支援給付金コールセンター 04-7157-2770 ／令和2年8月31日（月）
我孫子市	「我孫子市事業継続支援金」前年同月比の売上20%以上減（50%未満減）の事業者に最大30万円	商業観光課（支援金担当） 04-7185-1734 ／令和2年8月31日（月）
松戸市	「松戸市小規模事業者等事業継続給付金」感染拡大防止措置を講じた従業員2～5人の事業者に10万円	商工振興課／ 047-711-6377 ／令和2年7月31日（金）
市川市	「事業者緊急支援事業臨時給付金」新型コロナウイルス感染症の拡大の防止に係る措置を講じる事業者に最大20万円	事業者緊急支援事業臨時給付金担当 047-370-3604 ／令和2年8月31日（月）
浦安市	「浦安市中小企業者等事業継続給付金」前年同月比の売上50%減の事業者に10万円	商工観光課　中小企業者等事業継続給付金担当 047-351-1111 ／令和3年1月31日（日）
鎌ヶ谷市	「鎌ケ谷市経営支援給付金」前年同月比の売上1/3減の事業者に10万円	商工振興課／ 047-445-1240 ／令和3年1月31日（日）
白井市	「中小企業経営支援金」千葉県中小企業再建支援金の支給対象となった市内中小企業に10万円	産業振興課／ 047-492-1111 ／令和2年10月30日（金）
印西市	「印西市中小企業等緊急支援給付金」休業時短に応じた中小企業に一律10万円	商工観光課／ 0476-33-4483 ／令和2年8月31日（月）
船橋市	「テナント賃料助成金」前年同月比の売上1/3減の事業者に賃料助成。月額賃料の2/3（最大20万円）	商工振興課（テナント賃料助成金事務局） 047-436-3320 ／令和3年3月15日（月）
習志野市	「習志野市経営支援金」セーフティネット4号/危機関連保証の認定事業者に無利子で30万円貸付	産業振興課／ 047-453-7395 ／申請期限なし
	「地元のちから復活応援金」前年同月比の売上20%以上減（50%未満減）の事業者に最大30万円	習志野市生活支援及び経済対策実施本部 047-411-8305 ／令和2年8月31日（月）
八千代市	「八千代市中小企業経営支援金」前年同月比の売上50%以上減の事業者に10万円を支給	商工観光課（中小企業者等経営支援金担当） 047-483-1151 ／令和2年8月31日（月）
佐倉市	「市制度融資の利子補給率の拡大」利率の1/2補給→利率の99/100補給に引き上げ	産業振興課／ 043-484-6145 ／申請期限なし
酒々井町	「中小企業等緊急支援給付金」売上30%以上減の事業者に10万円	経済環境課 商工観光班／ 043-496-1171 ／令和2年8月31日（月）
栄町	「中小企業等応援給付金」前年同月比の売上30%以上減の事業者に10万円	産業課／ 0476-33-7713 ／令和2年8月31日（月）
八街市	「八街市中小企業元気アップ給付金」前年同月比の売上50%以上減の事業者に10万円を支給	商工観光課／ 043-443-1405 ／令和2年8月31日（月）
成田市	「成田市中小企業等緊急支援給付金」中小企業・個人事業主に一律30万円	成田市新型コロナウイルス感染症対策専用ダイヤル 0476-20-1535 ／令和2年7月31日（金）
茂原市	「茂原市中小企業再建支援金」千葉県中小企業再建支援金対象者に10万円給付	商工観光課　支援金担当／ 0475-20-1528 ／令和2年10月30日（金）
白子町	「白子町中小企業等再建支援金」千葉県中小企業再建支援金対象者に10万円給付	商工観光課／ 0475-33-2117 ／令和2年10月31日（土）
長生村	「長生村中小企業等再建支援金」千葉県中小企業等再建支援金対象者に10万円給付	産業課／ 0475-32-2114 ／令和2年10月31日（土）
一宮町	「一宮町中小企業再建支援金」千葉県中小企業等再建支援金対象者に10万円給付	産業観光課／ 0475-42-1427 ／令和2年9月30日（水）
長柄町	「長柄町企業等応援給付金」千葉県中小企業再建支援金対象者に最大10万円給付	産業振興課／ 0475-35-4447 ／令和3年1月15日（金）
市原市	「中小企業等経営支援金」千葉県中小企業再建支援金対象者に10万円給付	商工業振興課　支援金担当 0436-23-9772 ／令和2年9月30日（水）
君津市	「君津市中小企業等事業継続支援金」千葉県中小企業再建支援金対象者に10万円給付	経済振興課　中小企業等事業継続支援金担当 0439-56-1589 ／令和2年8月31日（月）
富津市	「富津市事業者緊急支援臨時給付金」前年同月比の売上20%以上減（50%未満減）の事業者に5万円	商工観光課 0439-80-1287 ／令和2年8月31日（月）
南房総市	「新型コロナウイルス対応中小企業等持続化給付金」前年同月比の売上半減の事業所に最大100万円	商工観光部商工課 0470-33-1092 ／令和2年8月31日（月）
館山市	「館山市中小企業融資制度事業」融資利子の給付や返済元金1割助成	雇用商工課／ 0470-22-3362 ／令和3年3月31日（水）
香取市	「香取市中小企業者事業継続支援金」前年同月比の売上50%以上減の事業者に最大30万円を支給	商工観光課 0478-50-1234 ／令和2年8月31日（月）
匝瑳市	「中小企業緊急支援給付金」前年同月比の売上30%以上減の事業者に10万円を支給	産業振興課／ 0479-73-0089 ／令和2年9月30日（水）
東庄町	「中小企業緊急支援給付金」売上減の中小企業者に5万円～10万円（国や県の給付金の対象外の事業所のみ）	東庄町商工会／ 0478-86-3600 ／令和2年9月30日（水）
神崎町	「神崎町小規模事業者緊急支援給付金」前年同月比の売上30%以上減の事業者に10万円を支給	まちづくり課／ 0478-72-2114 ／令和2年8月31日（月）
御宿町	「中小企業振興利子補給」対象事業者に借り入れの利子相当分を助成	産業観光課／ 0470-68-2513 ／令和2年9月30日（水）
勝浦市	「中小企業等経営支援金」国の「持続化給付金」や千葉県中小企業再建支援金の対象者に10万円を給付	6月議会に提案
鴨川市	「鴨川市中小企業再建支援金」千葉県中小企業等再建支援金対象者に最大20万円給付	商工観光課／ 04-7093-7837 ／令和2年10月30日（金）
東金市	「持続化補助金に市が補助金を上乗せ」国の小規模事業者持続化補助金に1/6上乗せ	商工観光課／ 0475-50-1155 ／令和3年2月5日（金）
大網白里市	「中小企業等経営支援金」千葉県中小企業再建支援金等の対象者に15万円	商工観光課振興班／ 0475-70-0356 ／令和2年8月31日（月）
九十九里町	「九十九里町中小企業等緊急支援金」前年同月比売上50%以上減少の事業者に10万円を支給	産業振興課／ 0475-70-3177 ／令和2年8月31日（月）
山武市	「山武市中小企業緊急支援給付金」前年同月比の売上30%以上減の事業者に15万円を支給	わがまち活性課／ 0475-80-1201 ／令和2年7月17日（金）
横芝光町	「中小企業支援金」国の持続化給付金を受給している事業者に10万円を支給	6月議会の補正予算で成立予定

※詳細は各自治体にお問い合わせください

新型コロナに負けない！

市町村でも独自の経営・生活

世帯向け支援

市町村	制度名の概要
野田市	「児童手当上乗せ給付金」「児童扶養手当上乗せ給付金」 児童1人につき5千円
流山市	「流山市学生応援給付金制度」 年間授業料の50％支給（上限50万円）
	「流山市ひとり親家庭への臨時特別給付金」 ひとり親世帯へ５万円
柏市	「児童扶養手当緊急支援給付金」 児童扶養手当の受給世帯の第1子に8万円（以降加算）
松戸市	「ひとり親世帯緊急支援給付金」 ひとり親世帯の第1子に計8万円
市川市	「減収対策緊急支援給付金」 収入20％以上減の個人に住民税相当額支給
浦安市	「浦安市地域応援チケット」 市民に市内店舗で使える2千円分のチケットを配布
	「浦安市児童手当上乗せ給付金」 児童手当の受給世帯で、子ども1人につき5千円
	「浦安市児童扶養手当上乗せ給付金」 児童扶養手当の受給世帯に3万円
鎌ヶ谷市	「ひとり親家庭等への臨時特別給付金」 児童扶養手当の上乗せ支給（申請不要）
白井市	「白井市子育て世帯応援給付金」 高校生以下の子ども1人につき1万円（児童手当対象は申請不要）
印西市	「印西市子育て世帯への臨時特別給付金」 高校生以下の子ども1人につき１万円
習志野市	「生活資金貸付」 生活に困窮している世帯に10万円を無利子貸付
	「ひとり親家庭等臨時特別支援給付金」 ひとり親世帯に5万円
八千代市	「ひとり親家庭緊急支援事業臨時給付金」 ひとり親世帯に3万円
	「新生児新型コロナウイルス感染予防助成金」 2020年度に生まれた子ども1人につき1万円
佐倉市	「ひとり親世帯への臨時給付金」 ひとり親世帯に4万円。第2子以降は1人1万円加算
	「給食費相当額の支援」 準要保護世帯に小中学校の休校期間中の給食費相当額を支給
酒々井町	「酒々井町臨時子育て支援金」 児童手当の受給世帯で、子ども1人につき5千円
	「酒々井町ひとり親世帯への臨時特別給付金」 ひとり親世帯に5万円
栄町	「栄町子育て世帯応援給付金」 15歳以下の子ども1人につき１万円。ひとり親世帯には1人2万円加算
八街市	「八街っ子元気アップ給付金」 高校生以下の子ども1人につき1万円（一部申請不要）
富里市	「高齢者生活スマイル支援」 65歳以上の市民に3千円分のプリペイドカード
	「赤ちゃんスマイル支援金」新生児1人につき10万円
	「学習支援給付金」 市立小中学校の児童・生徒1人につき１万円
成田市	「なりた子育て応援給付金」 高校生以下の子ども1人につき1万円（児童手当対象は申請不要）
千葉市	「子育て世帯への臨時特別給付金（追加給付）」 中学生以下の子ども1人につき1万円上乗せ給付（予定）
四街道市	「四街道市若者結婚応援事業」 3月～8月末までに婚姻届が受理され、夫婦の年齢が34歳以下の世帯に最大10万円
茂原市	「茂原市妊婦特別支援給付金」 妊産婦に3万円（多胎妊娠の場合、胎児数に応じて支給）
	「茂原市ひとり親家庭等緊急支援給付金」 ひとり親世帯に3万円、第2子以降は1人1万円加算
白子町	「白子町子育て世帯応援給付金」 国の子育て世帯への臨時特別給付金に１万円上乗せして支給
長生村	「子育て世帯への臨時特別給付金」 国の子育て世帯への臨時特別給付金に１万円上乗せして支給

市町村	制度名の概要
睦沢町	「子育て世帯への臨時特別給付金」 国の子育て世帯への臨時特別給付金に3万円上乗せして支給
長南町	「長南町子育て世帯応援給付金」 中学生以下の子ども1人につき1万円
	「長南町ひとり親家庭等応援給付金」 ひとり親世帯に５万円
長柄町	「長柄町子育て世帯応援給付金」 高校以下の子ども1人につき１万円
市原市	「ひとり親家庭に緊急支援給付金」 世帯：3万円、児童：1万円／人（児童扶養手当へ上乗せ、申請不要）
袖ヶ浦市	「ひとり親世帯への臨時支援給付金」 ひとり親世帯に３万円（児童扶養手当へ上乗せ、申請不要）
木更津市	「妊婦等応援臨時特別給付金」 妊婦等1人につき3万円
	「子育て応援臨時特別給付金」 国の子育て世帯への臨時特別給付金に5千円上乗せして支給
君津市	「ひとり親家庭等への臨時特別給付金」 ひとり親世帯に３万円（児童扶養手当へ上乗せ、申請不要）
富津市	「子育て家庭応援給付金」 18歳以下の子どもに特別定額給付金の追加給付
	「若者応援給付金」大学生等に2万円給付
南房総市	「食べて応援クーポン券」 18歳以下の子どもがいる世帯に子ども1人につき、1万円分市内飲食店で利用可
	「南房総市ひとり親家庭等生活支援給付金」 児童扶養手当の受給世帯に子ども1人につき2万5千円
香取市	「香取市子育て世帯応援給付金」 高校生以下の子ども１人につき1万円（児童手当対象は申請不要）
多古町	「食費応援給付金」 小中学生1人につき最大１万円。 （2020年3月末時点での中学3年生には5千円）
	「奨学資金貸付（追加受付）」 高等学校等は月額2万円以内、大学等は月額3万円以内 利息は免除
匝瑳市	「市子育て世帯臨時特別給付金」 児童手当の受給世帯で、子ども1人につき1万円
	「市ひとり親家庭臨時特別給付金」 ひとり親家庭に、第1子2万円、第2子以降1万円加算
旭市	「旭市元気回復特別給付金」 １世帯につき２万円（特別定額給付金に上乗せ給付、申請不要）
東庄町	「子ども子育て応援給付金」 高校生以下の子育て世帯、または妊産婦に対し、1人につき3万円
神崎町	「神崎町子ども生活支援金」 高校生以下の子育て世帯で、子ども1人につき1万円
いすみ市	「ひとり親世帯生活支援給付金」 ひとり親世帯に5万円（申請不要）
御宿町	「児童扶養手当臨時特別給付金」 ひとり親家庭１人につき１万円
勝浦市	「かつうら子育て世帯支援給付金」 高校生以下の子ども１人につき1万円（児童手当対象は申請不要）
鴨川市	「子育て世帯への応援給付金」 国の子育て世帯への臨時特別給付金に5千円上乗せして支給
東金市	「在宅学習サポート」 小中学生1人につき、5千円分の図書カード
	「東金市妊婦特別支援給付金」妊産婦に３万円
大網白里市	「子育て世帯への臨時特別給付金」 国の給付金に上乗せして、3歳児未満2万円、3歳児以上1万円
九十九里町	「子育て世帯への臨時特別給付金」 国の子育て世帯への臨時特別給付金に2万円上乗せして支給
山武市	「子育て世帯臨時特別給付金」 国の子育て世帯への臨時特別給付金に1万円上乗せして支給
横芝光町	「横芝光町子育て世帯応援給付金」 高校3年生以下の子ども1人につき2万円
芝山町	「芝山町子育て世帯への臨時特別給付金」 国の子育て世帯への臨時特別給付金に1万円上乗せして支給

※期日のあるものもあります。詳細は各自治体にお問い合わせください

待ったなし 働き方改革

「働き方」改革関連法施行から１年

中小・零細でもできる！ SNSを活用した 働きやすい職場づくり

株式会社 雄大工業
世良雄大代表取締役

株式会社 雄大工業（市原市）

有給休暇の取得義務化などの「働き方」改革関連法が2019年４月に施行されて１年が経過しました。建設業は一部を除いて５年間の猶予がありますが、人材定着のためにも、法律に則った、働きやすい職場づくりは不可欠です。市原市の株式会社雄大工業では、労働時間管理や残業の割増賃金支払い、年次有給休暇の取得などについて、独自の働きやすい職場づくりをすすめています。

建設業界でも始まっている！「労働時間管理」の義務付け

昨年４月から施行された「働き方改革」関連法では、建設業においても労働時間を客観的な方法で把握することや、年次有給休暇を毎年５日間、従業員の希望を踏まえて取得させることが義務付けられました。

月60時間を超える残業の割増率は２０２３年４月から50％に引き上げられ、２０２４年４月からは残業時間の上限規制も導入されます。

一連の法改正に対応するうえで大前提となるのが、事業主による従業員の労働時間管理です。しかし、「従業員によって現場が日々バラバラ」「現場に直接集合」「タイムレコーダーが設置できない」など、建設業における時間管理は簡単な問題ではありません。これに対して、雄大工業ではスマートフォンアプリの「ＬＩＮＥ（ライン）」を活用して従業員の労働時間を管理しています。

従業員がＬＩＮＥ（ライン）で日々の勤務時間を報告

雄大工業でも以前は、従業員一人ひとりに出勤簿を手渡しして、「出勤時間」「休憩時間」「退勤時間」を記入させて報告させていました。この記録をもとに働いた時間を管理し、残業の割増賃金も計算していました。

現在、従業員は「ＬＩＮＥ」を使って日々の労働時間を報告（左頁写真）。それを事務員が給与計算ソフトにまとめ、クラウド化（インターネット共有）することで、従業員はいつでも、どこにいても、自分の労働時間や有給休暇の残りの日数、賃金額などをスマートフォンから確認できるようになりました。

従業員からも、「以前は紙ベースで報告していたが、ＬＩＮＥになって手間が省けて楽になった。ＬＩＮＥグループでの報告なので、他の人の状況も見られるのがいい」と好評です。

ＬＩＮＥを活用する方法を発案したのは、代表取締役の世良雄大さん。「以前の紙ベースだと、毎日は報告してこない従業員もいたし、こちらもすべての現場に足が運べないので把握しきれませんでしたが、現在は毎日のようすがリアルタイムで把握できるように。『あいつ、全然休んでいない』『この現場は忙しそうだ』など状況が分かるので、従業員にも声をかけやすくなり、対応も早くできるよう

になりました。仕事の動きなどが社員と共有できるようになったのも良かったですね」と手応えを語ります。

元請・上位企業への割増賃金分を請求

「請負」が当たり前の建設業界において、最も困難な「改革」の一つが、元請企業や上位企業への残業代請求です。現在、2次～4次下請で現場に入ることの多い雄大工業では、8時間以上働くことを前提とした工期や契約については、ほぼ100％のケースで割増賃金分を上乗せして工事代金を請求しています。万が一、36（サブロク）協定で定める月の労働時間の限度45時間を超えてしまうおそれのある場合は、上位企業と協議して対応しています。

世良さんは、「いまは『働き方改革』が叫ばれる時代なので、上位企業にも理解してもらいやすいです」と話します。

建設業を「法律が守られる当たり前の業界にしたい」

今回の法改正で、年10日以上の年次有給休暇が付与されている従業員に対して、「有給休暇5日の確実な取得」を保障することが事業主に義務付けられました。雄大工業では従業員のほとんどが結婚し、子どもがいる世帯のため、誕生日や記念日など家族のイベントがある時に有休の取得を推奨しています。

気軽に仕事を休める環境と雰囲気をつくると同時に、有休をなかなか使おうとしない従業員には、有給休暇は給料が減らずに休める制度であることや、有休を取得させることが事業主の責務であることを説明して取得を促しています。

こうした取り組みによって、「新たに求人をかけなくても、ウチで働きたいという人が来るようになりました。会社に不満を感じて辞めていく人もいませんよ」と世良さんは胸を張ります。

「従業員あってこその会社です。従業員を守るのが事業主の務めでもあるし、改善に取り組むことで、会社も従業員も共に成長できます」と語る世良さん。「建設業を、法律が守られる当たり前の業界にしたい」と、今後も改革を続けていくつもりです。

株式会社 雄大工業
https://www.yudai-kogyo.co.jp

雄大工業が取り組んだ働き方改革

上位企業との調整

従業員が1日8時間以上働くことを前提とした工期や契約については、割増賃金分を上乗せして工事代金を請求

従業員の労働時間が36協定で定める限度時間を超えるおそれのある場合、上位企業と協議して残業しない対応をはかる

年次有給休暇の取得

誕生日や記念日など、家族のイベントには年次有給休暇を取るよう推奨。気軽に休める環境と雰囲気をつくる

有給休暇を使わない従業員へは、制度について丁寧に説明・説得する

LINE等を使った労働時間の管理

従業員は「出勤時間」「休憩時間」「退勤時間」をLINE（ライン）で毎日報告

従業員の労働時間を事務員が給与計算ソフトにまとめクラウド化

従業員はリアルタイムで自分の労働時間や有給休暇の取得状況、賃金額などを確認

給与計算ソフトのデータはオンラインで社会保険労務士とも共有。残業代の計算等に用いる

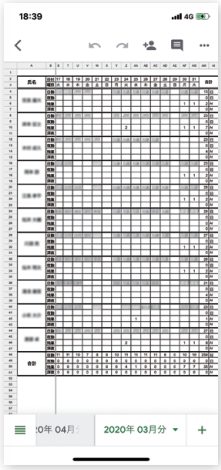

労働時間ソフトでまとめ、スマホから確認できるようになった

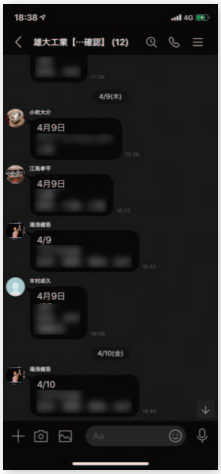

LINEグループで現場ごとに残業時間を報告する

新入社員と、どう付き合うべきか？

メンタルヘルスの基礎知識

知っておきたい！

新入社員や職人が、すぐに辞めてしまったり、心の病で休職してしまう…。こうしたことでお悩みの事業主の方も多いのでは？　建設産業の将来を担う若手とどう付き合い、良好な関係を築いていけばいいのか、千葉県公認心理師協会・産業領域委員の森崎美奈子さん、森川隆司さんにアドバイスしていただきました。

若い職人たちはほめて伸ばそう！

現在の若年労働者の特性として、①チームワークが組めない、②チャレンジ精神がない、③コミュニケーションを取るのが苦手――と指摘されています。主体的に動けない若者が多いため、こちらがただ待っているだけでは成長してくれません。

仕事を教える際にも、まずやってみせてから、新人にやらせてみる。その際、まず、できたところをほめてみる。問題点や改善点については、理由も丁寧に説明しましょう。連合艦隊司令長官だった山本五十六の言葉なども参考になります（カコミ参照）。

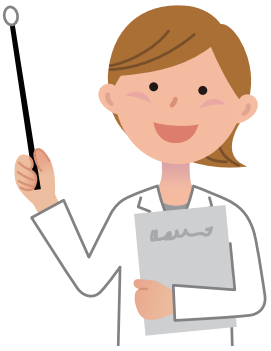

叱り方のポイントは「かりてきたねこ」

ハラスメントにならない叱り方は、「かりてきたねこ」がポイントです。

か…感情的にならない
り…理由を話す
て…手短に済ませる
き…キャラクター（性格や人格）に触れない
た…他人と比較しない
ね…根に持たない
こ…個別に伝える

とはいえ、建設業は危険な現場や作業もありますから、どうしても厳しい言葉で注意したり、叱らざるをえない場面もあります。そこを理解してもらうには、入職した時の導入教育・新人教育も重要です。建設業はリスク・危険のある職場であり、現場に出れば新人でも一人前として扱われる。そうしたことをあらかじめ知っていれば、受け止め方も違ってくるのではないでしょうか。

今は、入職・入社時の研修だけでなく、2年目、3年目などにフォローアップ研修を行う企業も増えています。管理職向けの研修なども含め、気軽に地域の産業保健総合支援センター（さんぽセンター）に相談してみてください。

山本五十六の名言

「やってみせ　言って聞かせて　させてみて　褒めてやらねば人は動かじ」

「話し合い　耳を傾け承認し　任せてやらねば人は育たず」

「やっている姿を感謝で見守って　信頼せねば人は実らず」

「いつもと様子が違う」それは不調のサインかも

心身の調子が悪くなっていることに周囲が早く気付くことも大切です。

調子が悪くなってくると、様子がいつもと違ってきます。遅刻や早退が増える、会議での自発的な発言が少なくなる、ヒゲを剃っていない・同じシャツばかり着ているなど身だしなみに構わなくなる、車の中で1人きりで昼食を食べるようになった、など。

ポイントは、「変化」に気付くこと。そのためにも、普段からの人間関係づくりを。基本は、「気配り・目配り・声かけ」。そこができている職場は、若い社員の定着率も違ってくるようです。

若い社員・職人が、「仕事の自信がない」「辞めたい」と言ってきたら、責めないで話を聞いてあげてください。「辞めたいと思っているの？　それはどうして？」と、まずは相手の気持ちを受け止めることが大切です。

明らかに医療につなぐ必要がある状態だと感じたら、ためらわずに「○○さんのことが心配なので、いちど医者に相談した方が良いと思う」と伝えましょう。会社には社員への安全配慮義務があります。「よく眠れない」「興味があったことに関心が持てない」といった状態が1～2週間続いたら要注意。感情のコントロールや、体重の大幅な増減なども目安になります。

誰でも、いつでもできる！ ストレス解消呼吸法

10秒間呼吸法

イライラした時、あるいは休憩時間などに試してみよう！

腹式呼吸で、

❶頭で1、2、3、4、5と数えながら、ゆっくり鼻から息を吸い、6で息を止める

❷7、8、9、10とゆっくり口から息を吐く

働く上でストレスはつきものです。このほかにも、美味しい食事、適度な運動、楽しい会話、お風呂、十分な睡眠など、自分なりのストレス解消法を見つけましょう。

人間関係が良好な職場づくりのために

話の聞き方には3つの種類がある

良好な人間関係づくりのためにも、先輩や上司にはぜひ、「傾聴」を身につけていただきたいですね。

話を「きく」には、「聞く」「訊く」「聴く」の3種類があります。「聞く」は音や声などが自然に耳に入ってくること。「訊く」は尋ねる、問う。それに対して「聴く」は、耳を傾けること。

「聴」という漢字は、「耳」に「十四」に「心」でできています。心があって、「十四」分に話を聞くという聞き方です。特別なトレーニングがなくても大丈夫。相手の思いがどこにあるのか、それを知ろうとする姿勢で話を聴いてみてください。

復職時のポイントは主治医との連携

社員が休職してしまった場合、復職のタイミングや復職後の関わり方について、悩む職場も多いと思います。ここでのポイントは、本当に復職できる状態であるか、しっかりと判断することです。

休職した本人自身が、金銭面などの事情から早く復職したいと考えて、「復職可能」という診断書を持って来ることもあります。産業医がいれば職場の業務にも理解がありますが、いない場合は、人事担当者や上司が受診に同行させてもらうといいでしょう。本人と主治医の了解が取れれば同席は可能です。そこで職場や業務の事情を伝え、本人にも納得してもらいながら、復職について判断することが大切です。

復職は最終的に会社が決める事柄です。社員に対する安全配慮義務があるからです。そのためにも、会社として主治医の意見を聞くことは重要です。

職場復帰を検討する際のチェックリストのひな形もありますので、さんぽセンターに相談してみてください。

労働者のメンタル不調を未然に防ぐため、常時労働者が50人以上の事業場には、2015年12月からストレスチェックが義務付けられました。50人未満の事業場は努力義務ですが、こうした取り組みにも目を向けて、社員の「こころの健康」を守り、働きやすい職場をつくってほしいと思います。それが人材の定着にもつながるのではないでしょうか。

千葉県公認心理師協会
https://www.csccp.jp

職場のメンタルヘルス問題でお悩みの際は、気軽に相談を！
千葉産業保健総合支援センター
TEL：043-202-3639
https://www.chibas.johas.go.jp

PRESS
発　行：千葉土建＆千葉土建建設会　2020年7月5日
千葉土建：PRESS編集部　〒260-0002 千葉県千葉市中央区旭町17-3　TEL 043（202）1311　FAX 043（202）1312　ホームページ http://www.chiba-doken.or.jp/

施行から1年

事業所の施工能力が“見える化”

CCUS＝建設キャリアアップシステム

建設キャリアアップシステムの活用広がる

～建設技能者の能力評価制度～

大工など35職種の評価基準が公表

2019年4月にスタートしたCCUS（建設キャリアアップシステム）。登録した情報を活用し、建設技能者一人ひとりの経験や技能が評価される仕組みです。今年3月、建築大工など35職種の評価基準が公表されました。職人の経験・技能が〝見える化〟され、企業の評価基準へと直結、今後の受注機会を大きく左右する時代を迎えます。

能力評価制度は、建築大工や鉄筋、型枠などの職種ごとに認定された基準をもとに4段階のレベルで判定。技能者がCCUSに登録すると白色のカードが発行され、レベルごとにカードの色が変わります。最高位のレベル4はゴールドのカードが発行されます。

各レベルを満たした段階で、レベル判定システムへの申請が必要です（表参照）。若い技能者にとっては、建設業界で働き続ける上で目指すべきキャリアパスが明確になり、働き続けるモチベーションにつながります。一方、経験を積んだベテランも、CCUSに登録しただけでは白色カードのままのため、レベル判定システムに申請して、これまでの経験に対する適正な評価を受ける必要があります。

技能・能力の高さで受注が決まる仕組みに

事業所にとっては、自社の施工能力が可視化され、優秀な技能者を多く雇用していれば、取引先に自社の技術水準をアピールできます。それによって受注価格のアップを実現し、建設技能者の処遇改善につながることが期待されています。

各職種の能力評価基準の例

レベル判定システムの申請手数料：技能者1人あたり4,000円（3,000円＋更新手数料1,000円）
お問い合わせ先：千葉土建一般労働組合　☎043-202-1311（代）

建築大工技能者

鉄筋技能者

型枠技能者

	建築大工技能者	鉄筋技能者	型枠技能者
レベル4	《就業日数》10年（2150日）、職長として3年（645日） 《保有資格》（以下のいずれか）登録建築大工基幹技能者、優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）、安全優良職長厚生労働大臣顕彰など	《就業日数》10年（2150日）、職長として3年（645日） 《保有資格》（以下のいずれか）登録鉄筋基幹技能者、優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）、安全優良職長厚生労働大臣顕彰など	《就業日数》10年（2150日）、職長として3年（645日） 《保有資格》（以下のいずれか）登録型枠施工基幹技能者、優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）など
レベル3	《就業日数》7年（1505日）、職長または班長として0.5年（108日） 《保有資格》（以下から2つ以上）1級または2級建築大工技能士、1級または2級建築施工管理技士、足場の組立て等作業主任者技能講習など	《就業日数》7年（1505日）、職長または班長として3年（645日） 《保有資格》1級鉄筋施工技能士（組立て、または施工図）	《就業日数》7年（1505日）、職長または班長として1年（215日） 《保有資格》型枠施工1級技能士、型枠支保工の組立て作業主任者技能講習、職長・安全衛生責任者教育または職長教育など
レベル2	《就業日数》3年（645日） 《保有資格》丸のこ等取扱作業者安全衛生教育、足場の組立て等作業従事者特別教育または足場の組立等作業主任者技能講習	《就業日数》3年（645日） 《保有資格》玉掛け技能講習	《就業日数》3年（645日） 《保有資格》玉掛け技能講習、丸のこ等取扱作業者安全衛生教育

※レベル1はCCUS（建設キャリアアップシステム）に技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

千葉土建は、CCUSの登録をサポートしています。詳しくは最寄りの各支部まで

千葉土建 建設会

組合員の事業をサポート

千葉土建の組合員だけが入会できる「建設会」では、建設業許可や厚生年金などのサポートを行っています。
また、経営に役立つセミナーを開催するなどさまざまな面から建設業者を応援する組織として活動しています。